

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

平成25年11月1日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月20日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	1 過去5年間における各年度の速度違反検挙件数 (1) 港北警察署の横浜環状2号線（主要地方道17号線）における違反登録数 (2) 第一交通機動隊の横浜環状2号線（主要地方道17号線）における違反登録数 (3) 磯子警察署の国道16号および国道357号線における違反登録数 (4) 金沢警察署の国道16号および国道357号線における違反登録数 (5) 第一交通機動隊の国道16号および国道357号線における違反登録数 2 1について、警察情報管理システムに登録された一件別データ
決定期間を延長する理由	本件公開請求に係る行政文書については、文書の特定及び公開の諾否を判断するのに相当の日数を要することから、決定に係る期間を延長します。
決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限	平成25年12月11日
事務担当課室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5132